

ナオリ健康保険組合

# けんぽだより



P4 | 平成29年度はこんな健康づくり事業を実施します

P8 | 平成29年度予算がまとまりました

P10 | セルフメディケーション税制を知っていますか!?

P2

こんなに  
ある！  
ナオリ健保の  
メリット





# こんなにある！ ナオリ健保のメリット

「ナオリ健保」と「協会けんぽ」ココが違う！

知っていますか？

## ココが違う！ 保険料率を自主的に設定

みなさんが納める保険料の計算のもととなるのが保険料率です。健保組合は、財政状況に応じて保険料率を独自に決めることができます。ナオリ健保の保険料率は千分の98。協会けんぽの保険料率千分の100(全国平均)に対し少し低く設定しています。

協会けんぽより低く設定しています

[ 保険料率 ]

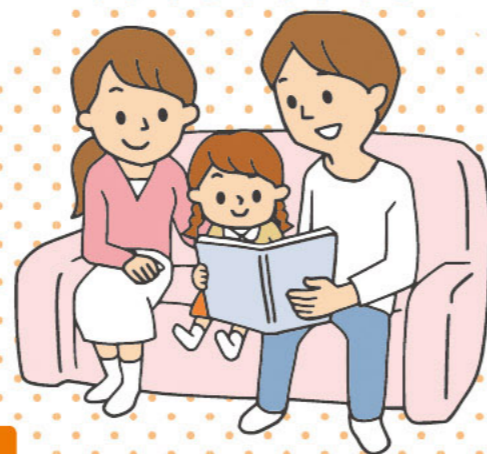
	協会けんぽ (全国平均)	ナオリ健保
被保険者負担分	50/1000	49/1000
事業主負担分	50/1000	49/1000
合計	100/1000	98/1000

みなさんが負担する保険料の額を比べると…

例 毎月の給料が30万円、年間のボーナスが100万円の人の場合

	協会けんぽ (全国平均)	ナオリ健保
毎月の給料から払う保険料 (30万円×保険料率)	15,000円	14,700円
ボーナスから払う保険料 (100万円×保険料率)	50,000円	49,000円
1年間の保険料総額	230,000円	225,400円

年間4,600円軽減されます



「健保組合」と「協会けんぽ」ってなに？

## みなさんはナオリ健康保険組合に加入しています

1つまたは2つ以上の会社や工場で、常時700人以上(共同設立の場合は合計で常時3000人以上)の従業員が働いているところでは、厚生労働大臣の認可を得て、独自の健康保険組合を設立することができます。これを組合管掌健康保険、略して「組合健保」といいます。当健保組合は、昭和15年5月5日に厚生労働大臣の認可を得て設立された組合健保であり、みなさんは「ナオリ健康保険組合」に加入しています。

それに対して、主に中小企業の従業員が加入し、全国健康保険協会が運営する健康保険を「協会けんぽ」といいます。

## ココが違う！ 独自の給付を上乗せ

病気やケガをしたときや、出産したとき、亡くなったときには健康保険から給付が受けられます。この給付には法定給付と付加給付があります。法定給付は健康保険法に定められた給付で、全国どの健保組合でも、協会けんぽでも同様の給付が行われます。付加給付は健保組合が独自に行うもので、法定給付に上乗せして支給します。協会けんぽには付加給付はありません。

協会けんぽにはない給付です

[ ナオリ健保の付加給付 ]

こんなときに	こんな給付が	これだけ受けられる
医療費の自己負担が高額になったとき	一部負担還元金	40,000円を 超えた分を支給します (1,000円未満不支給 100円未満切り捨て)
	家族療養費付加金	
	合算高額療養費付加金	
	訪問看護療養費付加金 家族訪問看護療養費付加金	
出産したとき	出産育児一時金付加金 家族出産育児一時金付加金	1児につき 20,000円を支給します
死亡したとき	埋葬料付加金 家族埋葬料付加金	30,000円を支給します

ココが違う！

## きめ細かい健康づくり事業を実施

健保組合は、被保険者や被扶養者のみなさんの年齢構成・男女比・病気の傾向などの実態に合った、きめ細かい健康づくり事業を事業主と協力して実施しています。

協会けんぽより充実した健康づくり事業を実施しています

[ ナオリ健保のおもな健康づくり事業 ]

### 保健事業のPR

機関誌「けんぽだより」や各種図書の配付、ホームページ等でみなさんに役立つ健康情報・制度情報を発信しています。

### 病気の予防

人間ドックや各種健診の補助、お子様向け事業「つよい子キャンペーン」、インフルエンザ予防接種補助など、みなさんの健康づくりをサポートしています。

節目健診は負担金なし！

### 心身の保養

契約保養所の利用補助や、ウォーキング大会への参加等、家族みんなで楽しめる事業をご用意しています。

詳細は次ページ以降をご覧ください ▶

保健のPR



すこやかな毎日のために

ナオリ健保では、みなさんやご家族に正しい保健知識をお伝えるために、機関誌を発行したり、各種冊子の配付を行ったりしています。健康管理の第一歩は、まず正しい知識を得ることから始まります。



医療費のお知らせの実施

みなさんが受診されたときにかかった医療費などの情報がWEBで確認できます。



ジェネリック通知配付

毎年5月と11月に、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の負担軽減額を、該当被保険者にお知らせします。



機関誌『けんぽだより』の発行

保健事業や保険給付のご案内、予算・決算など、健保組合からのお知らせを掲載した機関誌を、4月と10月の年2回、ご自宅にお届けします。



育児雑誌『赤ちゃん和妈妈』の配付

出産されたご家庭に、育児雑誌「赤ちゃん和妈妈」を1年間お届けします。



『私たちの社会保険』の配付

健康保険のしくみ・保険給付・健康づくりなど、健保組合の事業や社会保険についてわかりやすく説明した冊子を新規取得被保険者に配付します。



健康管理PR速報・制度趣旨普及リーフレットの配付

健康づくりに役立つ保健・医療知識の普及や、健康保険制度などについて知識を深めていただくための冊子を随時配付します。

健康保持強調月間の実施

健康管理意識高揚のきっかけにさせていただくため、10～12月を「健康保持強調月間」に設定し、健康診断や各種検診のご案内をいたします。

つよい子キャンペーン

健康保持強調月間にあわせて、就学前の子どもの呼吸器系疾患予防対策として、手洗い・うがい・歯みがきの習慣が身につくよう、取り組んでいただきます。終了後にプレゼントをご用意しております。

健康者表彰の実施

1年・5年・10年・15年・20年・25年間、健康にすごされ、医療機関にかからなかった被保険者のみなさんを称え、記念品を贈り、表彰します。

病気の予防



健診・ドックで早期発見・早期治療

生活習慣病にならないためには、生活習慣を改善し、“自分の健康は自分で守る”ことが最も重要ですが、それとともに、健診・人間ドックで定期的に健康状態を調べ、病気の芽は早いうちに摘み取ってしまうことも重要です。ナオリ健保では、次のような病気の予防のための事業を行っていますので、積極的にご利用ください。



特定健診・特定保健指導

40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者を対象に、内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)の予防を重視した健診を実施し、該当者に保健指導を実施します。

受検者負担金 特定健診……被扶養者はなし  
特定保健指導…被保険者・被扶養者ともになし

人間ドック

対象者 30歳以上の被保険者・被扶養者  
受検者負担金 一泊人間ドック30,000円  
半日人間ドック10,000円

実施時期 年間



節目健診(半日人間ドック)

対象者 40・45・50・55・59歳の被保険者  
受検者負担金 なし  
実施時期 年間

生活習慣病健診

対象者 30歳以上の被保険者・被扶養者  
受検者負担金 4,000円  
実施時期 年間

婦人健診(巡回)

対象者 30歳以上の被保険者・被扶養者  
受検者負担金 5,000円  
実施時期 6～12月

大腸がん検診(郵送検診)

対象者 被保険者・被扶養者  
受検者負担金 300円  
実施時期 10～12月

子宮がん検診(郵送検診)

対象者 被保険者・被扶養者  
受検者負担金 300円  
実施時期 10～12月

血液検査

対象者 被保険者・被扶養者  
受検者負担金 1,000円  
実施時期 1～2月

定期健診補助

会社が定期健康診断を実施した場合、会社に補助金を支給します。

補助金 血液検査あり…2,500円  
血液検査なし……700円

インフルエンザ予防接種補助

対象者 被保険者  
補助金 1,500円(年度内1回)  
実施時期 随時



データヘルス計画

医療費データや健診情報などのデータ分析に基づいて、PDCAサイクルで効率的・効果的な保健事業を実施する「データヘルス計画」を行っています。

救急箱配付/補充薬配付

新規加入事業所に救急箱を配付するとともに、11月には全事業所に補充薬を配付します。

利用方法等、詳しくはナオリ健保のホームページをご覧ください



## 健康づくりのきっかけに

“食事”“運動”“休養”の健康の3要素のうち、その必要性は感じながらも、なかなか実行に移せないのが“運動”ではないでしょうか。

ナオリ健保では、ウォーキングイベントへの参加や、加入事業所が行うスポーツ・レクリエーションへの補助等、みなさんが職場の仲間やご家族とともに運動に身近に取り組めるような機会の提供に努めています。



### 健康ウォーク (健保連と共催)

春・秋に、健康保険組合連合会愛知連合会と共催でウォーキング大会を実施します。参加賞・お茶などをご用意します。

**対象者** 被保険者・被扶養者

**参加費** なし



### レクリエーション補助

会社が健康増進等を目的としたレクリエーションを実施した場合に、補助金を支給します。

**補助金** 1人 700円  
(1人につき年1回)

※事前申請が必要です。



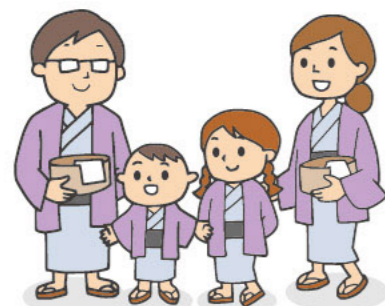
## 楽しい旅のお手伝い

ナオリ健保では、みなさんとご家族の心身の保養のために、契約保養所を設け利用補助を行うとともに、複数の施設と特別料金で利用できる契約を結んでいます。家族旅行に、仲間同士のレジャーにぜひご利用ください。

**対象者** 被保険者

**補助金** 一泊 2,000円 (1人につき年1回、  
日帰り 500円 (左記のいずれかを支給します。))

※事前申請が必要です。



### 利用できる施設

- ナオリ健保の直接契約保養所
  - 三河湾リゾートリンクス ● 駒ヶ根高原リゾートリンクス
  - おんたけ休暇村 ● 木曽駒高原ホテル
  - NEW** セラヴィリゾート泉郷
- JTB協定宿泊施設

利用方法等、詳しくはナオリ健保のホームページをご覧ください

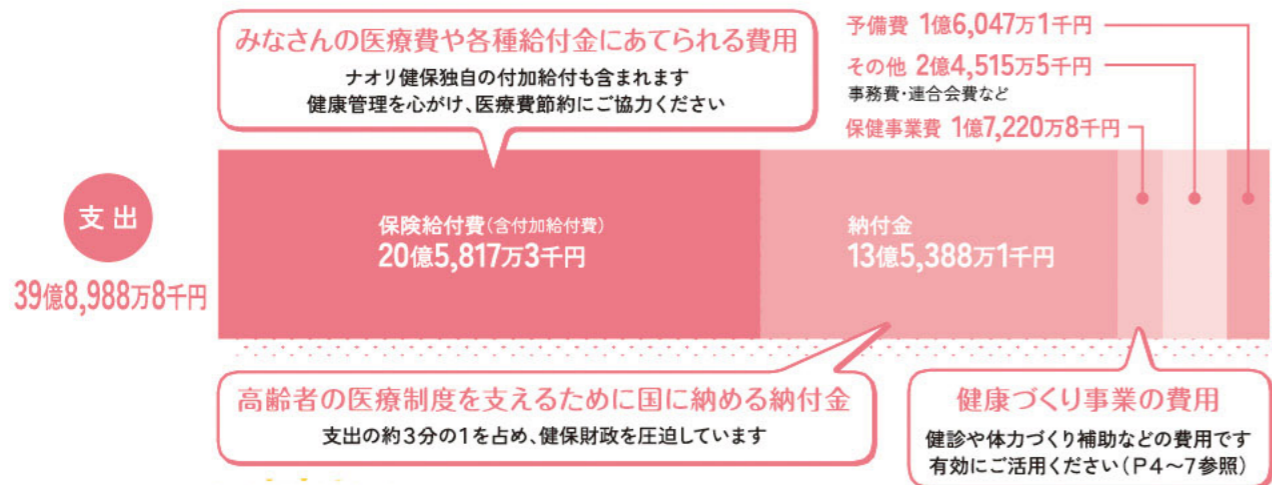
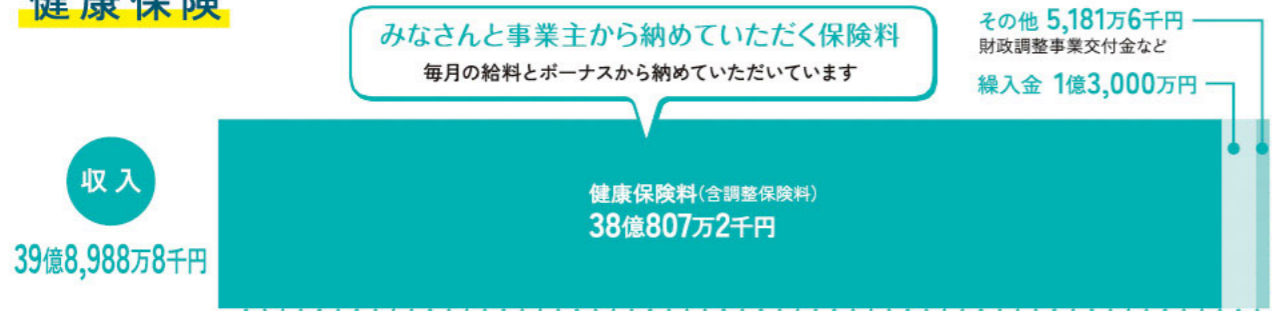
## CALENDAR 保健事業カレンダー

項目	実施月												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
保健のPR	医療費のお知らせ(WEBでの閲覧)	年間											
	ジェネリック通知配付		●						●				
	機関誌『けんぼだより』発行	●						●					
	育児雑誌『赤ちゃん和妈妈』配付	年間											
	『私たちの社会保険』配付	●											
	各種リーフレット配付	随時											
	健康保持強調月間実施							●	●	●			
	つよい子キャンペーン							●	●	●			
	健康者表彰												●
病気の予防	特定健診・特定保健指導	年間											
	人間ドック	年間											
	節目健診	年間											
	生活習慣病健診	年間											
	婦人健診(巡回)		●	●	●	●	●	●	●				
	大腸がん検診						●	●	●				
	子宮がん検診						●	●	●				
	血液検査									●	●		
	定期健診補助	随時											
	インフルエンザ予防接種補助	随時											
	救急箱配付(新規適用事業所)	随時											
	補充薬配付(事業所)								●				
	づくり	健康ウォーク	●						●				
レクリエーション補助		年間											
心身の保養	三河湾リゾートリンクス	年間											
	駒ヶ根高原リゾートリンクス	年間											
	おんたけ休暇村	年間											
	木曽駒高原ホテル	年間											
	セラヴィリゾート泉郷	年間											
	JTB協定宿泊施設	年間											

# 平成29年度予算がまとまりました

皆様の健康をサポートします!

## 健康保険



### [ 予算編成の基礎となった数値 ]

- 被保険者 …… 8,200人
- 男 …… 4,430人
- 女 …… 3,770人
- 平均標準報酬月額 …… 330,100円
- 総標準賞与額(年間合計) …… 6,767,050千円
- 平均年齢 …… 43.23歳
- 被扶養者数 …… 6,075人
- 扶養率 …… 0.72人
- 前期高齢者加入率 …… 4.06%
- 健康保険料率 …… 98/1000
- 事業主 …… 49/1000
- 被保険者 …… 49/1000

## 介護保険

※P.9をご参照ください



# 平成29年度はここが変わりました



## 付加給付を見直しました

付加給付	平成29年3月まで	平成29年4月から
一部負担還元金	20,000円を超えた分を支給します (1,000円未満不支給) (100円未満切り捨て)	40,000円を超えた分を支給します (1,000円未満不支給) (100円未満切り捨て)
家族療養費付加金		
合算高額療養費付加金		
訪問看護療養費付加金 家族訪問看護療養費付加金		

## 保健事業を見直しました

### 機関誌を

### リニューアル!

従来の機関誌「ナオリ通報」(加入事業所へ年4回発行)を見直し、「けんぼだより」としてリニューアル。4月と10月の年2回、被保険者のご自宅へ郵送します。

### 新しい直接契約保養所が

### 仲間入り!

全国に多くのリゾートホテルをもつ「セラヴィリゾート泉郷」と保養所契約を結びました。ぜひご利用ください。

### 下記の事業を

### 廃止しました

- ・ワンデーウォーキング
- ・ボウリング大会
- ・家庭向け健康管理情報誌「すこやかファミリー」の配付
- ・直接契約保養所「バストール下呂」の契約(閉館による)

## 平成28年度 健康者表彰



ナオリ健保では、日頃から健康づくりに励まれ、一定期間健康にすごされ、医療機関にかからなかった被保険者のみなさんに対して「健康者表彰」を行っています。平成28年度は689名の方が該当されました。みなさんには事業所を通じて記念品をお贈りしました。

10年表彰 …… 1名    5年表彰 …… 13名    1年表彰 …… 675名

## 知っておきたい!

# 介護保険

介護保険は、年をとって介護が必要になった人に介護サービスを提供することを目的とした社会保険制度です。そのしくみについて知っておきましょう。

介護保険は各市町村が運営を行い、40歳以上のすべての人が加入します。健康保険組合は介護保険料を徴収し、国へ納付しています。健康保険の被扶養者も、介護保険では被保険者となりますが、ナオリ健保では、介護保険料を徴収していません。

被保険者	保険料	介護サービスの受給条件	介護サービスの利用
65歳以上の人 (第1号被保険者)	市区町村で定められた額を徴収	「要介護状態」「要支援状態」になったとき	申請 → 認定 ● 居宅サービス ● 施設サービス
40~64歳の人 (第2号被保険者)	健康保険組合が給料や賞与から徴収 ナオリ健保の介護保険料率…17/1000 (事業主負担 8.5/1000 被保険者負担 8.5/1000)	がん(末期)や関節リウマチ等特定疾病により「要介護状態」「要支援状態」になったとき	申請 → 認定 ● 地域密着型サービス ※費用の1~2割を自己負担

# セルフメディケーション税制を

1月から医薬品購入費に対する医療費控除の特例が始まりました

## セルフメディケーションとは

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」(WHOの定義)です。セルフメディケーションを推進していくことは、国民の自発的な健康管理や病気予防の取り組みを促進することはもちろん、医療費の適正化にもつながります。



**セルフメディケーション = 自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること**

### 日常的な健康管理

栄養バランスのとれた食事、  
適度な運動、  
十分な休息を心がける



### 市販薬を上手に活用

軽い不調なら、  
薬剤師等のアドバイスを受けて  
市販薬を利用し、自ら手当てする



### 健康と生活習慣をチェック

健康診断や家庭での測定により  
体の状態を知り、その結果から  
生活習慣を見直す

## セルフメディケーション税制とは

セルフメディケーション税制は、国民のセルフメディケーションを推進するために設けられた医療費控除の特例です。特定の成分を含んだOTC医薬品を1年間に12,000円以上(家族分を含む)購入した場合、12,000円を超えた金額(上限88,000円)が所得から控除され、所得税の一部が戻ってきます。

課税所得400万円の人が  
対象医薬品を年間20,000円購入した場合

20,000円  
12,000円  
(下限額)

8,000円が課税所得から  
控除される  
▶ 所得税 1,600円減税  
▶ 個人住民税 800円減税

### 対象となる医薬品は?

医療用医薬品から転用された特定の成分を含むOTC医薬品。対象となる製品にはパッケージにマークが表示されています。



※OTC医薬品…薬局・薬店・ドラッグストアなどで販売される一般用医薬品。旧称「大衆薬」「市販薬」

詳細は厚生省HP該当ページ(下記URL)をご参照ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

### 対象となる人は?

1年間(1~12月)に健康の維持増進および疾病の予防のために、一定の取り組み(インフルエンザ等の予防接種、がん検診、定期健康診断、特定健康診査、健康調査)を行っている人。

それぞれの領収証や健診結果などの証明が必要です。大切に保管しておきましょう。

セルフメディケーション税制を利用できるのは、

- 平成29年1月以降の購入分から(平成33年12月31日まで)
- 申告は平成30年1月から

# 知っていますか!?

医療機関や薬局の領収証と健診結果表は大切に保管を!

## 医療費控除かセルフメディケーション税制か!?

従来からある「医療費控除」とは、1年間の医療費自己負担額が10万円(所得によって異なります)を超えた場合に、確定申告をすると、その年の所得税が一部還元されたり、翌年の住民税が減額される制度ですが、今回のセルフメディケーション制度と医療費控除を同時に利用することはできません。

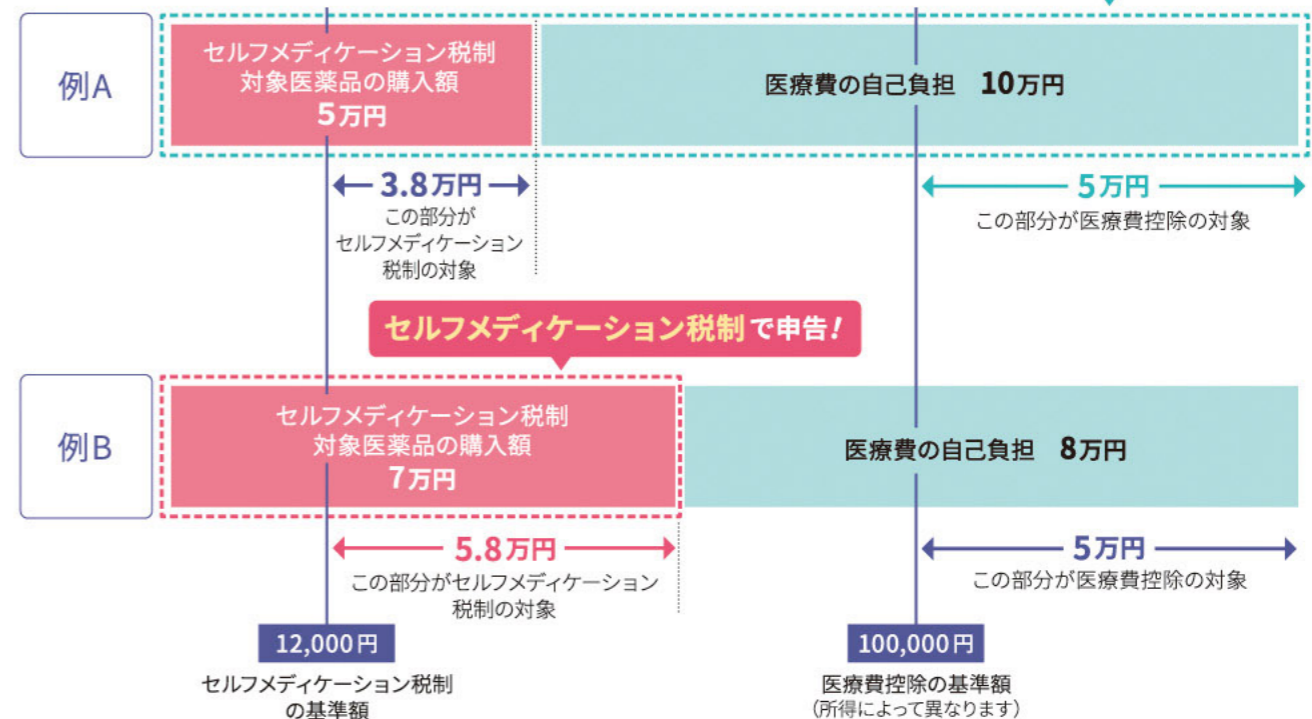
申告する内容によって、いずれかの制度を、ご自身で選択していただくことになります。

※医療費控除を利用する場合は、セルフメディケーション税制対象医薬品の購入額も医療費に含めることができます。



### 【医療費合計15万円の場合】

医療費控除で申告!



例A・Bともに医療費合計が15万円の場合でも、セルフメディケーション税制対象医薬品の購入額が多いBは、医療費控除で申告するよりも、セルフメディケーション税制で申告した方が控除額が多くなります。

このように、1年間の医療費合計額やセルフメディケーション税制対象医薬品購入額によって、どちらで申告した方がよいかを決めることになります。

# ナオリ健保のホームページで 最新情報を!

http://www.naori-kenpo.jp

ナオリ健保

検索

保健事業や保険給付の詳しい内容や手続きなど、  
必要な情報を職場やご家庭のパソコンから、  
いつでもチェックできます。

みなさまのすこやかな生活のために、ぜひご利用ください。



## 健保組合 のしくみ

健康保険に加入する人、  
保険証、保険料をはじめ  
健康保険のしくみを解説  
しています。

## 保健事業

みなさんの健康づくりを  
支援する保健事業のご案内  
をしています。詳細や  
利用方法についてはこちら  
をご覧ください。

**「医療費のお知らせ」は  
ここからアクセスできます**

## 保険給付

風邪をひいて病院にか  
かったり、出産のために入  
院したときなど、受けられ  
る給付や必要な手続きに  
ついて解説しています。

## 届け出 手続き

健康保険や保健事業に関  
する手続き・申請方法を  
解説しています。届出用  
紙・申請書のダウンロード  
もできます。

## ライフシーン 検索

それぞれの  
ライフシーンに必要な  
手続きがわかります。

## お知らせ

ナオリ健保から  
最新のニュースを  
お届けします。

